

軽井沢町職員措置請求に係る監査結果

第1 監査の請求

1 請求人 (略)

2 請求書の受付 令和7年2月4日

3 請求の内容

(1) 請求の要旨

以下、できる限り請求書の原文のまま記載する。

軽井沢病院の運営は地方自治体が運営するため、地方公営企業法はもとより地方自治法・地方財政法・会計法・地方公務員法等の規定が適応されるが、令和4年、5年度決算において地方公営企業法施行規則3章・4章に違反する行為が明確になり、過年度損益修正が行われた。

しかし、当病院は令和5年度決算においてもなお、不適切な会計処理による誤った決算書が作成された。その内容は下記の項目にあるように、数多くの怠る事実（4項目・225,036,869円）が含まれたものである。

この経理状況は、地方公営企業法施行令第9条第1項の「その事業の財政状態及び経営成績に関して、真実な報告を提供しなければならない」、同令第9条第4項の「その事業の財政状態及び経営成績に関する会計事実を決算書その他の会計に関する書類に明瞭に表示しなければならない」に明かに違反している。令和5年度以前より行われているこれらの違反は、地方公営企業の健全な経営を損なう恐れがあり、住民の福祉の向上につながるどころか、住民の信頼を裏切る行為である。

これは「軽井沢町国民健康保険軽井沢病院事業の財務に関する特例を定める規則」をも遵守していないことから、地方公務員法第29条に抵触し、公務員の職務怠慢や不正行為として地方公務員法に基づく処罰対象となる可能性もある。

この杜撰な経理処理の状況下で、町から病院へ多額の補助金（税金）が支出され、少なくとも直近3年間の平均は年間約9億円にも及ぶ。近隣の100床病院の補助金が年間4.5億円であることを鑑みると、大きな損失を与えたことは明らかで、将来においても根拠に乏しい予算をもとに赤字補填や設備投資という名目で、補助金（税金）が増額される可能性もある。

したがって、誤っている令和5年度決算を速やかに是正し、正しい決

算書が議会で認定されるところを願い、住民監査請求する。

なお、今回は決算書の多くの誤りを指摘しているが、令和5年度決算で下記に示すミスを発見できなかった町監査委員による内部監査は不適切であるため、町と病院の最高責任者である土屋町長には、地方自治法252条に則り、個別外部監査人（公認不正検査士や公認会計士）の監査を求める。

記

- 1) 令和5年度決算における固定資産管理の不適切処理
 - ① 新システムにおける固定資産台帳と決算書との不整合
(68,121,664円)
 - ② 施設の更新工事時における固定資産台帳の不適切処理
(16,329,539円)
 - ③ リース資産から器械備品に移管された資産の架空計上
(15,926,040円)
 - ④ リース資産・減価償却累計額の当年度増加額の誤り
(12,740,832円)
 - ⑤ リース資産の除却費の計上ミス (5,393,960円)
 - ⑥ 令和5年度決算書 器械備品（美術品）の減価償却誤り
(6,840,000円)
 - 2) 資本的収入・他会計補助金の不適切処理
 - ① 資本的収入における施設工事費分の過払い (5,700,000円)
 - ② キャッシュフロー計算書・他会計補助の誤り (10,998,182円)
 - 3) 繰延収益の計上金額の不適切処理 (10,998,182円)
 - 4) 固定資産(含むリース資産)過年度損益修正益と修正損の不適切処理 (71,988,470円)
- (2) 請求書に添付された事実証明書
別紙1のとおり

4 請求の要件審査

本件請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項に規定する要件の審査を行ったところ、請求の対象である行為又は怠る事実により町に損害が発生するかどうかを容易に判断することができなかったため、受理した上で請求人の主張を精査することとし、この時点において判断できる部分については、同項に規定する要件を備えているものと認め、令和7年2月7日付けで受理した。

なお、請求書中の「地方自治法252条に則り、個別外部監査人（公認不正検査士や公認会計士）の監査を求める。」の記載について、請求人にその意義を確認したところ、本件請求について、地方自治法第252条の39第1項の

規定による個別外部監査契約に基づく監査によることの求めであるとのことであったが、軽井沢町は同項に規定する監査委員の監査に代えて契約に基づく監査によることができることを条例により定める普通地方公共団体ではないから、当該記載に効力はない。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

軽井沢町国民健康保険軽井沢病院事業会計（以下「病院事業会計」という。）の令和5年度決算（以下「令和5年度決算」という。）について、違法若しくは不当な財産の管理に該当するか、又は違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実があるか、及び当該行為又は怠る事実により町に損害が発生するかについて監査した。

2 監査対象課等

軽井沢病院

3 請求人による証拠の提出及び陳述

請求人に対して、地方自治法第242条第7項の規定に基づき、令和7年2月21日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、新たな証拠（別紙2）の提出及び陳述があり、陳述の内容は、おおむね別紙2の陳述書に記載されているとおりであった。

4 監査対象課等に対する調査等

令和7年2月21日に監査対象課等の職員の陳述の聴取を行ったほか、随時、監査用資料の提出を求めるとともに、聴取りによる調査を実施した。

第3 監査の結果

1 判断

請求人は、令和5年度軽井沢町国民健康保険軽井沢病院事業会計決算書（以下「決算書」という。）について、軽井沢町国民健康保険軽井沢病院事業の財務に関する特例を定める規則（昭和43年輕井沢町規則第7号。以下「特例規則」という。）の複数の規定に違反する不適切な会計処理による誤ったものである旨を主張する。そこで、当該誤りとして請求人が掲げる4項目について、次のとおり判断する。

(1) 固定資産管理の処理について

ア 固定資産台帳と決算書との不整合について

請求人は、器械備品及びリース資産について、一覧式資産台帳の期首帳簿原価の総合計の値と決算書に係る決算付属明細書(3)（以下「本件固

定資産明細書」という。)の年度当初の現在高の値及び一覽式資産台帳の当年度償却額の総合計の値と本件固定資産明細書の減価償却累計額当年度増加額の値が異なっていること(以下「本件相違」という。)について、不適切な処理である旨を主張する。

この点、監査対象課等は、本件相違は、令和5年度中にリース期間が終了し町に所有権が移転されたマルチカラーレーザー光凝固装置及び内視鏡システム一式(以下「本件移転資産」という。)について行ったリース資産から器械備品に振り替える決算整理仕訳(以下「本件資産振替」という。)に伴い、本件移転資産の固定資産台帳の資産の種類をリース資産から器械備品に変更する処理を実施したことにより、固定資産台帳システム上は、本件移転資産は当初から器械備品であったこととなるため発生したものであり、固定資産台帳システムの仕様によりやむを得ない現象であると説明する。

本件相違において、一覽式資産台帳の期首帳簿原価の総合計の値が相違する金額21,320,000円は、本件移転資産の帳簿原価と同じ金額であり、一覽式資産台帳の当年度償却額の総合計の値が相違する金額12,740,832円は、本件移転資産の令和4年度までの減価償却累計額と同じ金額である。これは、上記監査対象課等の説明の内容と整合するから、本件固定資産明細書は、本件資産振替を反映させて作成したものと認められる。

したがって、固定資産台帳システム上において本件資産振替の履歴が厳密に反映されていない点において一定の問題があるが、決算書が誤っているとは認められないから、本件相違により経理処理自体が不適切であるとはいえない。

なお、請求人は、陳述において、固定資産台帳システムによる一覽式資産台帳に複数の誤りがあるため、当該システムが正しく機能しておらず、及び特例規則第9条、第73条等に違反する旨を主張するので、以下請求人が誤りの例として挙げるものについて検討する。

- (ア) ダムウエーター設備(栄養科配膳用エレベーター)(固定資産番号19)及び空調関係自動制御設備(中央監視システム)(固定資産番号40)の取得年月日、償却開始年度及び帳簿原価について

後記イに記載の請求人の主張と同じ趣旨の主張であると解するが、同イに記載のとおり処理したものであり、誤りではない。

- (イ) 無影灯(固定資産番号190)の帳簿原価等について

請求人は、期首帳簿原価以外の額が0円であることは誤りである旨を主張するが、当該固定資産は令和5年度に除却したものであるから、誤りではない。

- (ウ) 血圧脈波検査装置他4点(固定資産番号585から589まで)の期首帳簿原価について

請求人は、期首帳簿原価が0円であることは誤りである旨を主張するが、当該固定資産は令和5年度期首時点においては取得していなかったものであるから、誤りではない。

(エ) CPMユニット（固定資産番号596）の全ての項目について

請求人は、全ての額が0円であることは誤りである旨を主張するが、当該固定資産は令和5年度より前に除却したものであるから、誤りではない。

(オ) 固定資産番号585から602までの固定資産の順番について

請求人は、固定資産番号と取得年月日の順番が一致していないことが誤りである旨を主張しているものと解する。当該主張の意義は明らかでないが、当該一致していないことについて誤り又は固定資産台帳システムの機能の問題は認められない。

上記(ア)から(オ)までのとおり、請求人が誤りの例として挙げるものについて誤りはなく、特例規則の規定に違反しているとは認められない。

また、請求人は、陳述において、定額法により減価償却を行う場合の償却率が平成19年4月1日に変更されており、同日以後に取得した固定資産の減価償却を変更前の償却率により行っていることは、正しくない旨を主張する。この点、地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号。以下「法施行規則」という。）第15条第1項は、有形固定資産の減価償却額について、当該有形固定資産の耐用年数に応じ法施行規則別表第4号の償却率を乗じて算出した金額とする旨を規定しており、同表の償却率は平成19年4月1日に変更された事実はない。これを請求人が事実証明書において正しくないと主張する償却率についてみると、同表に規定する償却率であり、正しいものであると認められる。

イ 設備の更新工事に係る固定資産台帳の処理について

請求人は、令和5年度に実施したダムウエーター設備（栄養科配膳用エレベーター）（以下「配膳用エレベーター」という。）の更新工事及び令和4年度及び令和5年度に実施した空調関係自動制御設備（中央監視システム）（以下「中央監視システム」という。）の更新工事に係る固定資産台帳の処理（以下「本件台帳処理」という。）について、更新のための支出額を帳簿原価とし、更新のあった年度の翌年度から減価償却をすべきであり、更新前の減価償却が終了した帳簿原価に更新のための支出額を加えた額を更新後の帳簿原価として、それに償却率を乗じて減価償却を行うこと及び当該減価償却を更新のあった年度から開始することは、特例規則第73条等に違反し、及び不適切である旨を主張する。

請求人の主張は、法人税法（昭和40年法律第34号）に基づく資本的支出後の減価償却資産の償却方法に関するものと解するが、公営企業会計は、同法を適用しない会計である。質疑応答公営企業実務提要（地方公

営企業制度研究会編集)では、公営企業会計における耐用年数経過後の固定資産に改良を加えた場合の減価償却について、改良が固定資産の価値を高め、耐用年数を延長させるものであることから、改良の対象となった資産の帳簿原価に改良のための支出額を加えた額を新たな帳簿原価とし、これに改良の対象となった資産の法定耐用年数に応じて定められている償却率を乗じて改良以後の年度の減価償却額を算出するものとしている。

この点、本件更新は、いずれも、既存の設備を撤去して新たに設置するものではなく、既存の設備の原形を変更し、又は機能を追加するものであり、その性質は、改良というべきである。

更新後の減価償却の開始時期について、請求人は、特例規則第73条の規定を根拠として更新があった年度の翌年度から開始すべきである旨を主張していると解するが、本件更新は改良であり、同条の取得に該当しない。

請求人は、本件台帳処理が不適切である理由として、当該更新後の帳簿原価について「資産の再評価」である旨及び更新後の帳簿原価に更新前の帳簿原価が加えられていることが平成13年度に取得した資産を更新の時点で新品同様と評価していることになり、減価償却累計額を再度減価償却することになる旨を主張しているものと解されるが、本件台帳処理においては、更新前の設備は除却されていないため、更新後の帳簿原価に更新前の帳簿原価を加えるとともに更新前の減価償却累計額も併せて引き継いでいるものであって、更新後の未償却残高に更新前の帳簿原価を加えているものではないから、当該部分について、評価に当たる処理はないし、更新後も減価償却されることにはならない。

請求人は、中央監視システムの延長した耐用年数が配膳用エレベーターの延長した耐用年数と比べて大幅に短いことが問題である旨を主張するが、当初取得価格に対する更新のための支出の額の割合が異なるのであるから、固定資産に改良を加えた場合の減価償却の処理においては当然の帰結であり、問題はない。

なお、請求人は、固定資産台帳の「除却金額」及び「うち補助金」の欄に表示された数値について疑問がある旨を主張するが、当該数値は、固定資産台帳システムの仕様上、帳簿原価等に加算される改良のための支出額に係る処理を示すものであり、それ以上の意味はないと解する。

したがって、請求人の主張に理由はなく、本件台帳処理に特例規則に違反する事実は認められず、又は本件台帳処理が不適切であるとは認められない。

ウ リース資産から器械備品に移管された資産の計上について

請求人は、本件資産振替において、器械備品に計上すべき金額は未償

却残高の額であり、これを帳簿原価の額としたのは、架空計上である旨を主張する。

地方公営企業が会計を整理するに当たりよるべき指針（平成24年総務省告示第18号。以下「指針」という。）第9章第1では、ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うものとしている。また、同章第2の1では、所有権移転ファイナンス・リース取引（ファイナンス・リース取引のうち、リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借主に移転すると認められるものをいう。）に係るリース資産の減価償却費は、自己所有の固定資産に適用する減価償却の方法と同一の方法により算定するものとしている。

公営企業の経理の手引（28）（地方公営企業制度研究会編、一般財団法人地方財務協会発行。以下「経理手引」という。）第1篇第5章2(2)では、リース契約上、リース期間終了後にリース物件の所有権が借手に移転することとされている取引は、所有権移転ファイナンス・リース取引に該当するとしている。

所有権移転ファイナンス・リース取引における所有権移転に係る具体的な公営企業会計の経理処理についての法令の規定等は見当たらないが、リース取引に関する会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第16号）（公益財団法人財務会計基準機構企業会計基準委員会発行）の43では、所有権移転ファイナンス・リース取引においては、リース期間開始時にリース資産を計上し、リース期間終了時等に所有権が移転した場合は、リース資産から自己所有の固定資産に振り替え、減価償却を継続するとしている。

これを本件移転資産についてみると、それぞれの賃貸借契約仕様書に賃貸借期間終了後は無償譲渡する旨が定められているから、本件リース取引は、指針にいう所有権移転ファイナンス・リース取引であると認められる。

請求人は、本件資産振替が「資産の再評価」である旨を主張するが、本件資産振替は、有形固定資産の勘定科目を振り替えるものであり、資産の評価に当たる処理はない。

請求人は、陳述において、本件移転資産の帳簿原価の額を器械備品として新たに計上することは、特例規則第63条等の規定に違反する旨を主張する。この点、上記のとおり、ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うものとされている。本件移転資産のリース契約には賃貸借期間終了後は無償譲渡する旨が定められているから、同契約の締結の時点で、特例規則第61条第1項の規定に準じ、及び特例規則第63条第1項の規定により無償譲渡を受ける旨を含めて意思決定がなされているものと解する。よって、当該計上につ

いて、特例規則の規定に違反するとは認められない。

請求人は、陳述において、リース契約の期間と固定資産台帳上の耐用年数が異なることが不当である旨を主張していると解する。この主張の理由は明らかでないが、法施行規則第17条第2項の規定により準用する法施行規則第15条第1項の規定により、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として減価償却費を算定することについて述べているとすれば、同項は、所有権移転外ファイナンス・リース取引（ファイナンス・リース取引のうち、リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借主に移転すると認められないものをいう。）である場合に適用されるものであって、所有権移転ファイナンス・リース取引である本件リース取引においては適用されない。

したがって、請求人の主張に理由はなく、本件資産振替において架空計上というべきものはない。

エ リース資産の減価償却累計額当年度増加額について

請求人は、本件固定資産明細書のリース資産の減価償却累計額当年度増加額（以下「本件増加額」という。）について、その額が令和5年度末におけるリース資産の固定資産台帳の当年度償却額と異なっているため、誤りである旨を主張する。

この点について、監査対象課等は、本件資産振替に伴い本件固定資産明細書の器械備品の減価償却累計額当年度増加額を当年度償却額に本件移転資産の減価償却累計額を加えた額としたことにより、本件固定資産明細書の減価償却累計額当年度増加額の合計額と決算書の損益計算書の減価償却費の額に不一致が発生することを避けるため、リース資産及び本件移転資産の当年度償却額から本件移転資産の減価償却累計額を差し引いた額を本件増加額とした旨を説明する。

所有権移転に伴うリース資産から自己所有の固定資産への振替（以下「資産振替」という。）があった場合の、公営企業会計における固定資産明細書の記載方法についての法令の規定等は見当たらないが、法施行規則別記第17号の様式をそのまま使用すれば、資産振替に係る減価償却累計額の増額については、減価償却累計額の当年度増加額の欄及び当年度減少額の欄に含めることにならざるを得ないから、本件固定資産明細書の器械備品の減価償却累計額当年度増加額を当年度償却額に本件移転資産の減価償却累計額を加えた額としていることについては、合理性がある。

本件固定資産明細書のリース資産の減価償却累計額について検討すると、令和4年度末における固定資産台帳のリース資産の減価償却累計額92,779,692円に本件増加額を加え、本件固定資産明細書のリース資産の減価償却累計額当年度減少額を差し引いて得られる額は、本件固定資産

明細書、令和5年度末における固定資産台帳及び決算書の貸借対照表のリース資産の減価償却累計額と一致しない。この点、固定資産明細書は、貸借対照表に記載された固定資産に関する内訳の説明書であるところ、上記不一致は内訳の説明になっておらず、許容されるべきではない。一方で、資産振替がある場合において、固定資産明細書の減価償却累計額当年度増加額の合計額と決算書の損益計算書の減価償却費の額とに資産振替に伴い振り替えられる減価償却累計額に相当する額の差が発生することには、合理性がある

よって、本件増加額は、本件移転資産の令和5年度の減価償却処理をした後に本件資産振替をした場合にあっては令和5年度末におけるリース資産及び本件移転資産の当年度償却額の合計額16,320,228円とし、本件資産振替をした後に器械備品に振り替えた後の本件移転資産の令和5年度の減価償却処理をした場合にあっては令和5年度末におけるリース資産の当年度償却額13,135,020円とすべきである。なお、請求人の主張は、後者についてのものと解するが、この場合においては、リース資産の減価償却累計額当年度減少額は、本件移転資産の令和4年度までの減価償却累計額12,740,832円とすべきである。

したがって、本件増加額の表示は、適切とはいえない。しかしながら、本件固定資産明細書のリース資産の減価償却累計額及び年度末償却未済額と令和5年度末における固定資産台帳及び決算書の貸借対照表のリース資産の減価償却累計額及び未償却残高の額がそれぞれ整合しているため、本件増加額の表示に問題があるとしても、経理処理に実質的な問題はない。

なお、法施行規則第49条では、固定資産明細書の様式は、法施行規則別記第17号の様式に「準ずるものとする」と規定しているから、例えば、資産振替に係る減価償却累計額の増額については、固定資産明細書に別の欄を追加して記載すれば、固定資産明細書上に経理処理の内容が表示され、固定資産明細書の減価償却累計額当年度増加額と損益計算書の減価償却費との整合もとれるものと解する。また、法施行規則別記第17号の様式による場合でも、固定資産明細書の備考欄に説明を記載すること等により、決算書類及び決算附属書類全体の関係の理解に資するものと解する。

オ リース資産の除却費について

請求人は、本件移転資産について、リース期間の終了に伴い、未償却残高の額を除却費として計上していないのは、誤りである旨を主張していると解する。

この点、前記ウのとおり、本件移転資産に係るリース取引は、所有権移転ファイナンス・リース取引であり、リース期間終了時に所有権を移

転したものであるから、本件移転資産の除却は発生していない。

請求人は、陳述において、本件固定資産明細書のリース資産の現在高当年度減少額及び減価償却累計額当年度減少額について、当年度に除却するものしか計上できない旨を主張するが、前記エ記載の資産振替に係る減価償却累計額の増額の場合と同様に法施行規則別記第17号の様式をそのまま使用すれば、資産振替に係る現在高及び減価償却累計額の減額について、それぞれの当年度減少額に計上することになる。

したがって、請求人の主張に理由はなく、リース資産の除却費に誤りは認められない。

カ 美術品の減価償却について

請求人は、器械備品のうち美術品について、1点100万円以上のもの及び1点100万円未満のものでも価値が減少しないものは非減価償却資産であるから、9点の美術品（固定資産番号634、636から638まで、641から644まで及び651。以下「本件美術品」という。）の減価償却を行っているのは誤りである旨を主張する。

請求人の主張は、法人税基本通達の制定について（昭和44年5月1日付け直審（法）25。以下「基本通達」という。）に基づくものと解するが、公営企業会計は、法人税法を適用しない会計であるから、基本通達に基づく取扱いをしなければならないわけではない。また、公営企業会計における美術品である資産の取扱いについての具体的な法令の規定は見当たらない。なお、基本通達に準じて、本件美術品の全部又は一部を非減価償却資産とすべきと解したとしても、当該減価償却は長期前受金戻入と併せて否定されるため、損益に与える影響はない。

請求人は、本件美術品の減価償却を行っていることにより、結果的に税金を使って明らかに価値の下がるものだけを購入したことになる旨を主張するが、本件美術品は受贈財産であるから、請求人の主張は、失当である。

したがって、請求人の主張に理由はなく、本件美術品の減価償却を行っていることについて、誤りとは認められない。

(2) 資本的収入及び他会計補助金の処理について

ア 資本的収入における施設工事費分について

請求人は、一般会計からの繰入金のうち施設工事費分（以下「本件繰入金」という。）について、その対象となる施設工事に係る配膳用エレベーター及び中央監視システムの帳簿原価の額より570万円多い額が一般会計から繰り入れられていることが過払いである旨を主張する。

病院事業会計における消費税及び地方消費税の経理処理は、いわゆる税抜処理方式によっているから、固定資産台帳の帳簿原価の額には、配膳用エレベーター及び中央監視システムの更新工事（以下「本件更新工

事」という。)の費用に係る消費税及び地方消費税分として請負事業者に対して支払った額570万円は含まれないが、本件繰入金の額には、本件更新工事の経費として、その費用に係る消費税及び地方消費税に相当する額570万円が含まれている。

したがって、本件繰入金の繰入れは病院の建設又は改良に要する経費に対するものであるから、請求人の主張に理由はなく、過払いというべきものはない。

なお、請求人の570万円が消失している旨の主張の意義は明らかでないが、当該570万円は、上記のとおり、本件更新工事の費用に係る消費税及び地方消費税分として請負事業者に対して支払ったものである。消費税法（昭和63年法律第108号）第60条第4項に規定する特定収入（以下「特定収入」という。）がある場合の消費税及び地方消費税に係る経理処理について、経理手引第4篇4(Ⅲ)では、特定収入をもってまかなわれた資本的支出に係る控除できなかった仕入れ税額については、特定収入（長期前受金）と相殺する処理ができるものとしている。この点、本件繰入金は課税仕入れ等に係る特定収入であり、本件繰入金によりまかなわれる課税仕入れ等に係る消費税及び地方消費税相当額である570万円については、仕入れ税額控除の対象から除外する処理として、決算整理仕訳において長期前受金と仮払消費税及び地方消費税とを相殺しており、適切に処理していると認められる。

また、請求人の「病院開設者と町長が同一人物であるから、民法の双方代理が懸念される」との主張の意義が明らかでないが、一般的に「病院開設者」とは、医療法（昭和23年法律第205号）に基づき病院を開設した者をいうのであって、軽井沢町国民健康保険軽井沢病院事業の設置等に関する条例（昭和43年輕井沢町条例第21号）第1条の規定により軽井沢町国民健康保険軽井沢病院を開設した者は、地方自治体である軽井沢町であり、これを代表するのは町長である。「軽井沢町国民健康保険軽井沢病院」は、軽井沢町が行う病院事業における施設の名称であり、法律上の人格はない。よって、町の一般会計から病院事業会計への繰出しは地方公共団体の内部の会計上の処理に過ぎないから、民法（明治29年法律第89号）108条の双方代理に関する規定とは関係がない。

イ キャッシュ・フロー計算書の他会計補助金の額について

請求人は、決算書のキャッシュ・フロー計算書の他会計補助金・寄付金収入の額について、決算報告書の資本的収入の額、決算書に係る令和5年度軽井沢町国民健康保険軽井沢病院事業報告書4(3)アの令和5年度の資本勘定他会計補助金等の額及び決算書に係る決算付属明細書(2)の資本的収入の他会計補助金の額と異なっているのは、誤りである旨を主張する。

総務省が公表している「公営企業会計適用後の会計業務に関するQ&A集（令和5年3月）」（以下「総務省Q&A集」という。）では、資本的収入の特定収入に係る控除対象外消費税に関するキャッシュ・フロー計算書上の取扱いについて、明確なルールはないが、①「国庫補助金による収入」等を特定収入控除対象外消費税額相殺後の金額で表示する方法、②「国庫補助金等による収入」等を相殺前の金額で表示し、「4条特定収入に係る控除対象外消費税相殺額」等の項目で調整する方法、③「国庫補助金等による収入」等を相殺前の金額で表示し、さらに「固定資産取得による支出」も税込みで表示した上で、「消費税及び地方消費税資本的収支調整額」等の項目で調整する方法及び④「未払金の増減額」等の項目で調整する方法が考えられ、継続適用を前提に判断するものとしている。

この点を令和5年度決算についてみると、上記①の方法を採用し、消費税及び地方消費税相当額10,998,182円（以下「消費税等相当額」という。）を仕入れ税額控除の対象から除外する処理として、決算整理仕訳において長期前受金と仮払消費税及び地方消費税とを相殺し、キャッシュ・フロー計算書上は、当該消費税等相当額を差し引いた額を他会計補助金・寄付金収入として表示しているものと認められる。

したがって、請求人の主張に理由はなく、決算書のキャッシュ・フロー計算書の他会計補助金・寄付金収入の額の表示に誤りがあるとは認められない。

なお、資本的収入の特定収入に係る控除対象外消費税に関するキャッシュ・フロー計算書上の取扱いについて、その方法が病院事業会計の令和2年度以前の決算から変更されていると見受けられるところ、地方公営企業法施行令第9条第3項に基づく明瞭性の原則及び同条第5項に基づく継続性の原則により、会計処理の手続を変更する必要がある場合には、その内容を明瞭にしておくべきであると解する。

また、請求人は、病院事業会計の令和5年度の当初予算及び補正予算に係る予定キャッシュ・フロー計算書の数値に誤りがある旨を指摘するが、予定キャッシュ・フロー計算書は予算に関する説明書であるから、本件請求の趣旨と直接的な関係はないと解する。（この指摘に関する監査委員の意見は、後記3のとおりである。）

(3) 繰延収益の計上金額の処理について

請求人は、決算書の貸借対照表の長期前受金の額について、令和4年度末の額に、決算書のキャッシュ・フロー計算書の他会計補助金・寄付金収入の額に相当する額を加えて得た額としているのは、不適切な処理である旨を主張する。

前記イのとおり、特定収入である一般会計からの繰入金のうち消費税等

相当額を仕入れ税額控除の対象から除外する処理として、決算整理仕訳において長期前受金と仮払消費税及び地方消費税とを相殺しているから、令和5年度の長期前受金の増加額は、消費税等相当額を差し引いた額となる。

したがって、請求人の主張に理由はなく、決算書の貸借対照表の長期前受金の額は、不適切であるとは認められない。

なお、令和5年度の繰延収益の決算処理は明らかに特例規則第9条に違反する旨の陳述における請求人の主張の意義は明らかでないが、繰延収益の計上金額について、請求人が指摘する事項において、特例規則に違反する点は認められない。

(4) 固定資産の整理に係る過年度損益修正益及び過年度損益修正損の処理について

請求人は、決算書の注記表2(1)ハに記載されている固定資産（リース資産含む。）の整理に係る過年度損益修正益の額及び同2(2)ロに記載されている固定資産（リース資産含む。）の整理に係る過年度損益修正損の額（以下「決算書注記修正額」という。）について、それぞれ決算書が軽井沢町議会に提出された日の6日後である令和6年9月4日に開催された同議会の全員協議会における参考資料（軽井沢病院固定資産管理状況の整理に関する報告）（以下「報告書」という。）に記載され、及び報告された金額と異なることから、不適切な処理である旨を主張する。

請求人が固定資産の整理に係る過年度損益修正益として報告書に記載されていると主張する金額457,912,929円は、報告書8ページに記載されているとおり固定資産の整理に係る過年度損益修正益のうち長期前受金の修正によるもののみであり、請求人が固定資産の整理に係る過年度損益修正損として報告書に記載されていると主張する金額329,630,333円は、報告書3ページに記載されているとおり令和4年度決算書と固定資産管理システムの償却未済額の差額である。

一方、決算書注記修正額は、固定資産の整理に伴う、令和4年度決算に係る固定資産の現在高及び減価償却累計額の修正、リース債務及びリース資産の減価償却累計額の修正並びに長期前受金及び長期前受金収益化累計額の修正により計上したものであり、報告書の上記金額と内容が異なる。

したがって、決算書注記修正額と報告書に記載され、及び報告された金額が異なる旨の請求人の主張は、失当である。

なお、今回の固定資産台帳の見直しは、長年に渡る固定資産台帳の不備を是正するものであり、固定資産の現物及び固定資産に係る書類で確認し得るものから現状と整合するよう固定資産台帳を整理したものである。そして、決算書注記修正額は、整理後の固定資産台帳を令和5年度決算において貸借対照表に反映させるために行った決算整理仕訳により計上されたものである。具体的には、実際に管理しているが固定資産台帳に記載され

ていなかった固定資産（以下「未記載資産」という。）について固定資産現在高を増額すること、固定資産台帳に記載されていたが整理時点において実際には管理していないことが確認された固定資産（以下「誤記載資産」という。）について減価償却累計額を減額すること、リース資産の経理方法の見直しにより固定資産台帳に記載したリース資産について賃借料として支払済みの額をリース債務から減額すること、誤記載資産に係る補助金等の額を長期前受金から減額すること等は、過年度損益修正益に計上し、誤記載資産について固定資産現在高から減額すること、未記載資産について減価償却累計額を増額すること、リース資産の経理方法の見直しにより固定資産台帳に記載したリース資産の減価償却累計額を増額すること、誤記載資産に係る長期前受金収益化累計額を減額すること等は、過年度損益修正損に計上したものであり、その会計処理自体に問題はない。

上記のとおり、請求人が誤りとして掲げる4項目について、特例規則の規定に違反する事実及び決算書の誤りは認められない。

また、請求人は、一般会計から病院事業会計への繰入金について、近隣の同規模の病院の補助金が年間約4.5億円であるのに対し直近3年間の平均が年間約9億円であることをもって、大きな損失を与えたことは明らかである旨を主張するが、仮に請求人の主張する不適切な会計処理があったとしても、当該会計処理を原因として一般会計からの繰入金が高額となる理由が明らかでないし、一般会計からの繰入金が高額であることのみをもって町に損害を与えたともいえない。

2 結論

前記1のとおり、本件請求には理由がなく、違法若しくは不当な財産の管理又は違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実があるとは認められないから、本件請求を棄却する。

3 意見

公営企業会計の経理処理は、民間における企業会計の経理処理と類似しているものの、根拠とすべき規定、具体的な手続等において異なる部分があるから、監査対象課等においては、その点を踏まえ、住民に対し、できるだけわかりやすく説明するよう努められたい。また、請求書等において、町議会における答弁が誤っている旨が指摘されていることを踏まえ、住民の負託を受けた議員をもって組織され、行政監査を担う町議会での質疑等に当たっては、質問者の疑問点をできるだけ解消するため、丁寧な答弁を行うよう努められたい。

前記1(2)イのとおり、本件請求の趣旨と直接的な関係はないが、病院事業

会計の令和5年度の当初予算及び補正予算に係る予定キャッシュ・フロー計算書の数値に不可解なものが見受けられる。予定キャッシュ・フロー計算書は、現金収支を把握することの重要性から、予算に関する理解を深めるための資料として議会に提出するものとされていることに留意し、正確に作成するよう努められたい。